

新型コロナウイルス感染症に関する新たな入国制限 (重要なお知らせ)

1 日本国政府は、日本の感染症法に基づいて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を「指定感染症」に指定したため、日本に上陸申請を行う外国人で、医師により新型コロナウイルス感染症の患者とみなされた方は、出入国管理及び難民認定法による上陸拒否事由に該当することになります。

また、日本の検疫法に基づいて新型コロナウイルス感染症を「検疫感染症」として指定しているため、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いのある外国人は、検疫を受けるよう命じられることがあり、有効な査証を保有していたとしても例外とはなりません。

2 更に、日本政府は、2020年2月12日以降、以下の3つのカテゴリーのいずれかに該当する外国人は、特段の事情がない限り、日本に上陸することを許可しないと決定しました。

- 日本への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省または浙江省における滞在歴がある外国人
- 中華人民共和国湖北省または浙江省において発行された同国発行の旅券を所持する外国人
- 日本の港に入港する目的をもって航行する旅客船であって、同船舶内で新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがある船舶に乗船する外国人

3 「査証の原則的発給基準」に基づき、日本に上陸することが許可されていない上記2のカテゴリーのいずれかに該当する場合、査証申請は受け付けられません。査証申請者は、日本への上陸申請日前14日以内に中華人民共和国の湖北省または浙江省への滞在の有無、及び今後滞在する予定の有無に関する質問票（別紙）に記入し、提出する必要があります

4 既に有効な査証を所持する方であっても、前記1及び2のいずれかに該当する場合は、日本への上陸が許可されませんので、ご注意ください。

質 問 票

氏 名 _____

性 別 _____

生年月日 _____

国 籍 _____

旅券番号 _____

以下の質問に答えて、該当欄□に✓（チェック）を記入して下さい。

質問 1

訪日予定日前 14 日以内に、中国湖北省または浙江省に滞在していましたか。

☐ 滞在していた ☐ 滞在していない

質問 2

査証発給後、訪日予定日前 14 日以内に、中国湖北省または浙江省に滞在する予定がありますか。

☐ 予定がある ☐ 予定がない

記入年月日 年 月 日

申請人署名 _____